

第四期 太田市耐震改修促進計画

【概要版】



令和8年4月

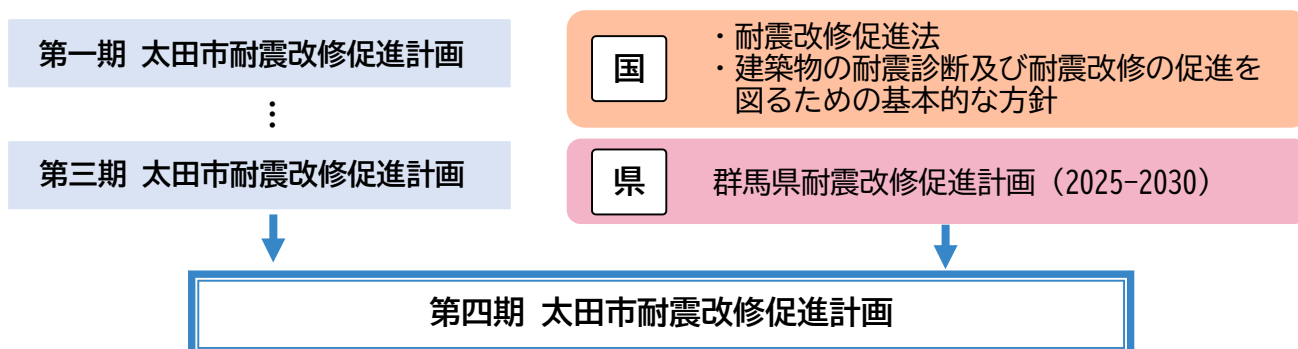
太田市

1. 計画策定について（本編： P1 - P2）

太田市では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）及び建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針に基づき、平成 20 年に第一期、令和 3 年に第三期の耐震改修促進計画を策定し、耐震化の促進に取り組んできました。

一方で、近年の大規模地震の発生や、将来大規模地震による大きな被害が想定されるなど、建築物への耐震化に対する緊急性がより一層高まっています。

以上のことから、さらなる耐震化の推進を図るため、国や県の方針及び市内の住宅や建築物の耐震化の現状を踏まえ、本計画を策定しました。

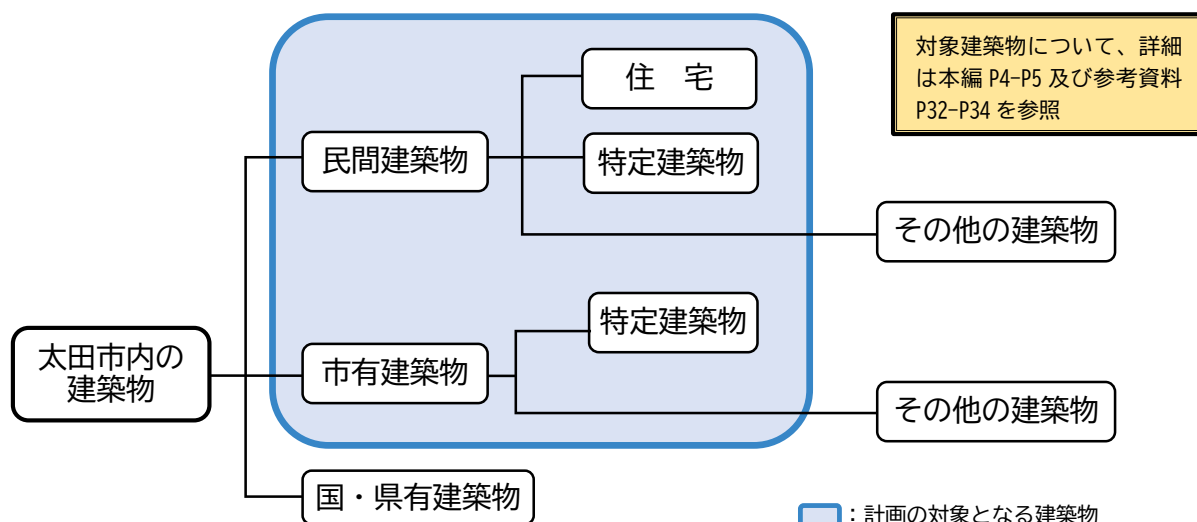


2. 計画概要（本編： P3 - P5）

計画の目的 地震による建築物の倒壊等の被害から市民の命と財産を守ること

計画期間 令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間

対象の建築物 下表の分類のうち、住宅及び特定建築物※を計画の対象建築物とします。



対象の建築物の分類

※特定建築物：耐震改修促進法で定められた用途と規模に該当する建築物

対象となる建築物のうち、旧耐震基準※の建築物（既存耐震不適格建築物）を、耐震性を確保する必要がある建築物として取り扱います。特に耐震化を促進する特定建築物の分類について、下表に示します。

※旧耐震基準：建築物の設計において、昭和 56 年 5 月 31 日まで適用されていた耐震の構造基準を指します。昭和 56 年 6 月 1 日以降は建築基準法の改正により、震度 6 強～7 程度の揺れでも倒壊しないような構造基準（新耐震基準）が新たに設定されています。

耐震化を促進する特定建築物の分類

特定既存耐震不適格建築物	多数の者が利用する建築物
	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
	地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物
耐震診断義務付け対象建築物	要緊急安全確認大規模建築物※ ¹
	要安全確認計画記載建築物※ ²

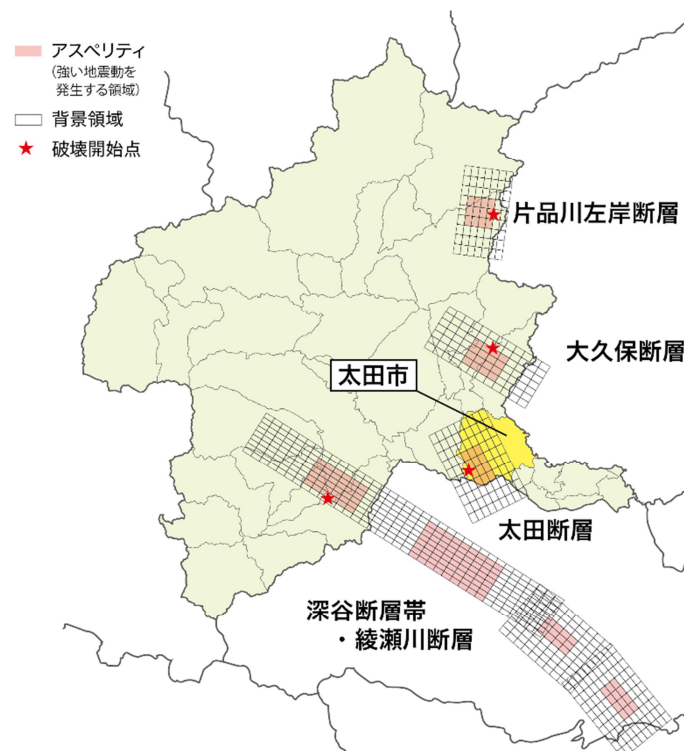
※ 1：耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した際の災害応急対策に必要な施設等の建築物

※ 2：耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物

3. 地震環境（本編： P6 - P8）

群馬県地震被害想定調査（令和 8 年 3 月）によると、太田市周辺には「深谷断層帯・綾瀬川断層」や「太田断層」、「大久保断層」、「片品川左岸断層」などの断層が位置しています。

そのうち、本市に最も大きい影響を及ぼす「深谷断層帯・綾瀬川断層」による地震は、最も被害が大きい条件下（冬の 5 時（強風））で死者 126 人、負傷者 1,428 人、建物被害は、全建物で 107,671 棟のうち、全壊が 3,080 棟（2.86%）、半壊が 10,204 棟（9.48%）と想定されています。



想定地震に関わる想定断層(帯)の位置

4. 耐震化の現状と目標 (本編： P9 - P15)

(1) 住宅

令和7年度

現状の
耐震化率

86.5%

(総数：79,065戸)

※参考 令和2年度(前計画時)

80.2%

(総数：77,166戸)

令和12年度

住宅の耐震化率の目標

95%

住宅の減災化・耐震化を促進します。

(2) 特定建築物

多数の者が利用する建築物

令和7年度

現状の
耐震化率

94.4%

(総数：549棟)

※参考 令和2年度(前計画時)

93.9%

(総数：541棟)

令和12年度

多数の者が利用する建築物
の耐震化率の目標

—

(耐震性が不十分なものを解消するために引き続き耐震化を促進する)

民間建築物を中心に耐震化を促進します。

耐震診断義務付け対象建築物

令和7年度

耐震性が
不足している棟

1棟

(民間建築物)

令和12年度

耐震診断義務付け対象建築物
の耐震化の目標

**耐震性が不十分なものを
解消する**

耐震化に向けた適切な指導や助言を行います。

(3) ブロック塀等

- ・ 市有建築物に附随するブロック塀等の安全確保対策は完了
- ・ 避難路沿いの民間建築物・住宅のブロック塀等の現状把握が必要

令和12年度

ブロック塀等の耐震化の目標

安全性の実態の把握

関係機関と連携して実態の把握に努めます。

5. 建築物の耐震化を促進するための施策（本編： P16 - P29）

（１）住宅

課題	方針
①耐震化にかかる費用負担の軽減 ②耐震化に関する情報の認知度不足	①耐震診断・耐震改修の補助事業の実施 ②所有者やその家族に向けた普及啓発

財政的支援

■木造住宅の耐震診断者派遣事業の実施

旧耐震基準により建築された木造の戸建て住宅を対象に、耐震診断者を派遣し耐震診断を実施しています。

■木造住宅の耐震改修費補助事業の実施

耐震診断の結果、耐震性が不十分と判定された木造の戸建て住宅を対象に、耐震改修工事等にかかる費用の補助を実施しています。

■減災化の促進

耐震シェルター等の設置といった住宅の「減災化」を目的とした施策も費用の補助を実施し、減災化を促進します。

普及啓発等

■直接的な耐震化促進

- ・旧耐震基準の住宅所有者に対するダイレクトメールの送付

■耐震診断実施者に対する耐震化促進

- ・耐震診断の実施者に対し、診断者が耐震改修のイメージ等を説明する訪問相談の実施

■改修事業者の技術力向上と情報公開

事業者に対し耐震講習会等を通じて技術力の向上を図ります。

■一般住民への周知普及

- ・ホームページや広報誌、SNS等による情報公開・提供

その他住宅に関する施策

- ・住宅の耐震化に関わる相談体制の充実
- ・地震防災マップの更新・配布による啓発及び知識の普及
- ・リフォームにあわせた耐震改修の誘導

(2) 特定建築物

課題	方針
耐震化状況が不明である民間建築物が多い	民間建築物の耐震診断による耐震化状況の把握と耐震化の促進

市有建築物

■市有建築物の耐震化状況の公表

本市が所有する公共施設については、市民が安心して利用できるよう、耐震化の状況について公表を行います。

■指定避難所の耐震化

指定避難所の主要施設は全て耐震化が図られていることから、今後は適正な管理に努めます。

民間建築物

■普及啓発の実施

耐震化状況を把握するため、旧耐震基準の建築物所有者にダイレクトメール等による耐震化に関する情報提供や耐震診断を促します。

■相談体制の充実

耐震診断の結果により耐震改修が必要と判断された場合には耐震改修工事の情報提供を行い、相談体制の充実を図ります。

■多数の者が利用する建築物に対する補助制度の創設の検討

多数の者が利用する建築物の耐震診断・設計・耐震改修（建替・除却含む）に要する費用について、補助の検討を行います。

■耐震診断義務付け対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物）に対する支援

所有者に対して適切な情報提供や、耐震化の指導や助言等の支援を実施します。

(3) ブロック塀等

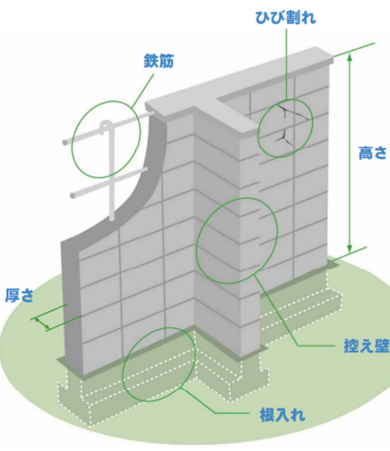
課題	方針
①補助制度の認知度が低い	所有者に対する倒壊の危険性についての普及啓発や補助制度の周知
②危険なブロック塀等の実態の把握が難しい	通学路安全推進会議※等と連携したブロック塀等の安全確保状況の把握

※登下校時の児童生徒の安全確保を最優先課題ととらえ、危険箇所調査、対策等の安全確保に向けた取り組みを行うため、関係機関の連携を図るために設置されたものです。

普及啓発等

■ブロック塀の実態把握と安全点検の普及啓発

所有者等に対し倒壊の危険性に対する啓発や、通学路安全推進会議等の地域組織と連携して通学路等を中心に、危険ブロック塀等の実態把握に努めます。



高さ
厚さ
鉄筋
ひび割れ
控え壁
根入れ

ブロック塀等の点検のチェックポイント

国土交通省

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- ☐ 1. 塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- ☐ 2. 塀の厚さは十分か
・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- ☐ 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- ☐ 4. 基礎があるか
・コンクリートの基礎があるか。
- ☐ 5. 塀は健全か
・塀に傾き、ひび割れはないか。
- ☐ 6. 塀に鉄筋が入っているか
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

＜専門家に相談しよう＞

傾倒壊(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- ☐ 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- ☐ 2. 塀の厚さは十分か。
- ☐ 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- ☐ 4. 基礎があるか。
- ☐ 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
- ☐ 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

出典：
パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013.1より一部改

ブロック塀等の点検のチェックポイント

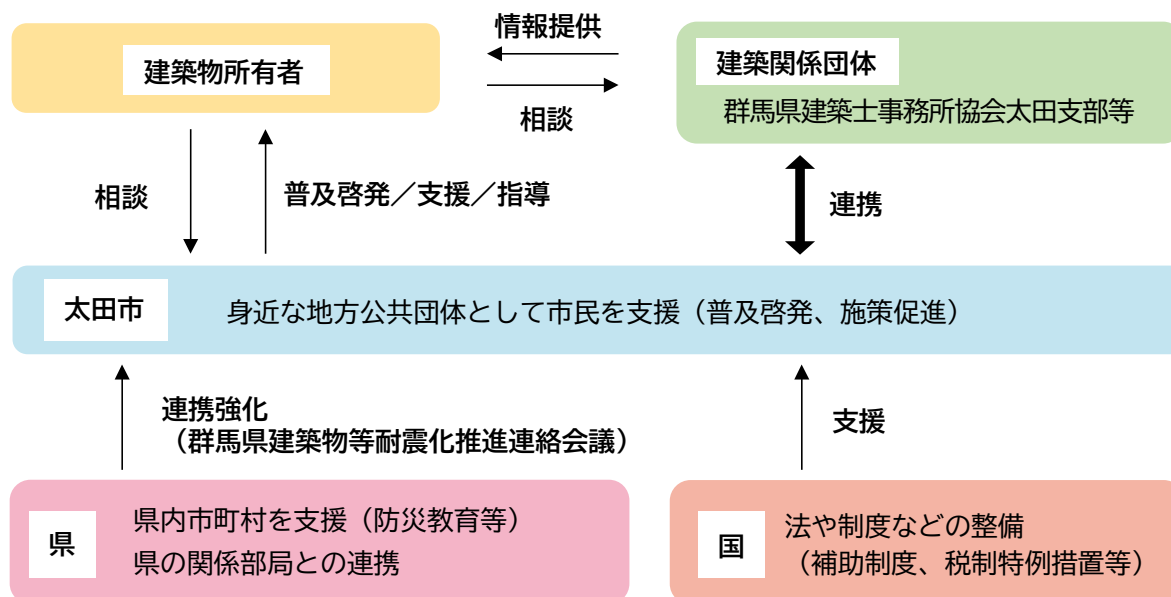
財政的支援

■ブロック塀等の安全確保に関する事業について（ブロック塀等撤去費補助事業）

危険な既存ブロック塀等の除却費用の一部を補助する事業を実施します。

6. 建築物の耐震化促進のための体制づくり （本編： P30）

太田市は、所有者の取り組みを支援するため、耐震化促進において市民にもっとも身近な行政組織として相談・支援する体制づくりを進め、市民、事業者、国や県、関係団体等との連携・協力を深めていきます。



耐震化推進の役割分担イメージ

第四期 太田市耐震改修促進計画【概要版】

発行 太田市

(令和8年4月)

〒373-8718 群馬県太田市浜町2番35号

太田市 都市政策部 建築指導課